

23214

愛知県

蒲郡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
蒲郡市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R4.6 改正 R7.4 改正	○補助対象 原則 20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、製造業に係る工場、研究所の新增設などの再投資を行う企業。 ○対象分野 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に規定する東三河地域の集積業種の分野。 ○交付要件 50 人以上(中小企業は 25 人以上)の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が 25 億以上(中小企業及び中堅企業者は1億円以上。ただし、みなし大企業は除く。)であること。また、原則として認定申請時の常用雇用者数を維持することが必要。	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用。 ○補助率 原則として、補助対象経費の 4%以内(県とあわせて8%以内)。 中小企業者及び中堅企業者は 10%以内。ただし、みなし大企業は除く。 ○限度額 5億円(県とあわせて 10 億円)。 中小企業者及び中堅企業者は 10 億円。ただし、みなし大企業は除く。 ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書の提出が必要。 ○その他 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されることが条件。
蒲郡市企業立地促進補助金交付要綱	R2.4 R2.6 改正 R2.12 改正	○補助対象 市内において製造業に係る工場、研究所の新增設などの投資を行う企業 ○対象分野 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に規定する東三河地域の集積業種の分野 ○交付要件 1 人以上の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が 1 億以上であること。また、原則として認定申請時の常用雇用者数を維持することが必要	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用 ○補助率 補助対象経費の5%以内 ○限度額 5億円 ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書の提出が必要 ○その他 蒲郡市企業再投資促進補助金との併用は不可
蒲郡市ワーケーション企業誘致	R5.10 R6.4 改正	○補助対象 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条	○補助対象経費 オフィス賃借料、通信回線料

促進事業費補助金	第1項第6号に規定する公益法人等、同項第7号に規定する協同組合等及び同項第9号に規定する普通法人(法人格を有する見込みのあるものを含む。) ○対象分野 法人が自らの事業を実施するための施設(工場、倉庫及び店舗を除く) ○交付要件 ・開設日より前に市内にオフィスその他当該法人が経済活動を行う場所を有していないこと ・申請日までにオフィスの開設及び賃貸借契約の締結を行っていること ・申請日から3年以上計画的に補助事業を実施する見込みがあること ・市税を滞納していないこと ・宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと ・蒲郡市暴力団排除条例(平成23年蒲郡市条例第3号)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により営業の許可又は届出を有する事業を営んでいないこと ・(次年度以降)補助対象期間の末日において市内に住所を有する常用雇用者を1名以上雇用していること	○補助期間 最大5年間 ○補助率 1年目:8/10 以内 2年目:5/10 以内 3年目:4/10 以内 4年目以降:2/10 以内 ○補助算定額の限度額 1年目:300万円 2年目:200万円 3年目:150万円 4年目以降:80万円 ○雇用加算額 市内に住所を有する常用雇用者で、次の各号に掲げるものに応じて、当該各号に掲げる額を積算した額。ただし、補助算定額を限度とする。 (1)雇用保険に加入する者 1人あたり25万円 (2)雇用保険及び社会保険に加入する者 1人あたり50万円 ○補助額の限度額 1年目:360万円 2年目:240万円 3年目:200万円 4年目以降:100万円
-----------------	---	---